

令和3年4月1日

第21回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

○ 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、宮城県、大阪府及び兵庫県の1府2県について、4月5日から5月5日までの31日間、「まん延防止等重点措置」を実施することが決定されました。

○ 当該1府2県においては、今後知事が具体的に期間や区域を設定した上で、20時までの飲食店の時間短縮を行い、その実効性を高めるため、罰則を適用できるようにするなど、集中的に対策を講じることとしております。

特に、大阪府では陽性者の5割、兵庫県では7割が変異株とされるなど、変異株の脅威が高まっており、対象区域においては、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛を徹底していく必要があります、交通機関の利用者等への呼びかけを行ってください。

また、感染の急拡大に備え、軽症者用のホテルを最大限確保する必要があることから必要な協力を行ってください。

○ このほか、歓送迎会等の自粛の徹底を含め、3月18日付けで指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。

○ なお、3月26日に発表した「地域観光事業支援」については、国が主導するものではなく、あくまで感染状況が「ステージ2」相当以

下とする都道府県が、自らの判断により行う県内旅行の割引事業を財政的に支援するものでありますが、各都道府県と連携して感染状況を見極めつつ、適切に運用して下さい。

○ 私からは以上です。